

消費税法施行令等の一部を改正する政令新旧対照表

改正後 改正前

(消費税法施行令の一部改正)

第一条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

(輸出物品販売場における免税販売手続等)

第十八条 法第八条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 日本国籍を有する者であつて、国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき財務省令で定める書類により確認がされた者

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族(第三項、第十四項第三号及び第十六項において「合衆国軍隊の構成員等」という。)

2| 法第八条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品以外の物品(以下この条、次条第二項及び第十八条の三第一項において「免税対象物品」という。)とする。

一 省略

二 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品(以下この条及び第十八条の三第一項において単に「消耗品」という。)に該当するものであつて、その免税購入対象者(法第八条第一項に規定する免税購入対象者をいう。以下この条、次条第二項及び第十八条の三第一項において同じ。)に対して、同一の輸出物品販売場(法第八条第六項に規定する輸出物品販売場(同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。)をいう。以下第十八条の四まで及び第十八条の五第二項第一号において同じ。)において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額(法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。第十八条の三第一

(輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等)

第十八条

法第八条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品以外の物品(以下この条、次条第二項及び第十八条の三第一項において「免税対象物品」という。)とする。

一 同上

二 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品(以下この条及び第十八条の三第一項において単に「消耗品」という。)に該当するものであつて、その非居住者に対して、同一の輸出物品販売場(法第八条第六項に規定する輸出物品販売場(同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。)をいう。以下第十八条の四まで及び第十八条の五第二項第一号において同じ。)において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額(法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。第十八条の三第一項において同じ。)の合計額が五十万円を超えるもの

3| 項において同じ。)の合計額が五十万円を超えるもの
法第八条第一項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる場
合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 免税購入対象者が、輸出物品販売場(第四号に規定する基地内輸出
物品販売場を除く。以下この条、次条第二項第三号及び第十八条の四
第一項において「市中輸出物品販売場」という。)において免税対象
物品のうち消耗品以外のもの(以下この条及び第十八条の三第一項に
おいて「一般物品」という。)を購入する場合(第三号に掲げる場合
を除く。)その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該一
般物品の引渡しを受ける方法

イ その所持する旅券等(旅券又は出入国管理及び難民認定法(昭和
二十六年政令第三百十九号)第十四条の二若しくは第十六条から第
十八条まで(上陸の許可)に規定する船舶観光上陸許可書、乗員上
陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書をいう。
イ及び第六項において同じ。)又はデジタル庁が整備及び管理をす
る情報システムにより当該旅券等に係る情報が表示された当該免税
購入対象者の使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像
面を当該市中輸出物品販売場を営業者が提示し、かつ、当
該旅券等に係る情報を当該事業者に提供すること。

ロ 第一項第一号に掲げる者にあつては、同号に規定する書類を当該
市中輸出物品販売場を営業者が提示し、かつ、当該書類に
記載された情報を当該事業者が提示すること又は当該書類の写しを
当該事業者が提出すること。

二 免税購入対象者が、市中輸出物品販売場において消耗品を購入する
場合(次号に掲げる場合を除く。)その購入の際、前号イ及びロに
掲げる要件を満たし、かつ、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大
臣と協議して指定する方法によつて包装された当該消耗品の引渡しを
受ける方法

三 免税購入対象者が、市中輸出物品販売場において免税対象物品を購
入する際に、国際第二種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平
成元年法律第八十二号)第二十条(許可)又は第四十五条第一項(許
可)の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号(登録の拒
否)に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項(定義)に規定

2| 同上

一 非居住者が、輸出物品販売場(第四号に規定する基地内輸出物品販
売場を除く。以下この条、次条第二項第三号及び第十八条の四第一項
において「市中輸出物品販売場」という。)において免税対象物品の
うち消耗品以外のもの(以下この条及び第十八条の三第一項において
「一般物品」という。)を購入する場合(第三号に掲げる場合を除く
。その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品
の引渡しを受ける方法

イ その所持する旅券等(旅券又は出入国管理及び難民認定法(昭和
二十六年政令第三百十九号)第十四条の二若しくは第十六条から第
十八条まで(上陸の許可)に規定する船舶観光上陸許可書、乗員上
陸許可書、緊急上陸許可書若しくは遭難による上陸許可書をいう。
以下この項及び第五項において同じ。)を当該市中輸出物品販売場
を営業者が提示すること。

ロ その所持する旅券等に記載された情報を当該市中輸出物品販売場
を営業者が提示すること。

二 非居住者が、市中輸出物品販売場において消耗品を購入する場合(次
号に掲げる場合を除く。)その購入の際、前号イ及びロに掲げる
要件を満たし、かつ、国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協
議して指定する方法によつて包装された当該消耗品の引渡しを受ける
方法

三 非居住者が、市中輸出物品販売場において免税対象物品を購入する
際に、国際第二種貨物利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平成元
年法律第八十二号)第二十条(許可)又は第四十五条第一項(許可)
の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号(登録の拒否)に
規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項(定義)に規定する第

する第二種貨物利用運送事業を經營する者をいう。以下この条において同じ。)との間において当該免税対象物品の輸出に係る運送契約を締結する場合、その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税対象物品の引渡しを受け、かつ、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者(その代理人を含む。)に引き渡す方法

イ・ロ 省略

四 合衆国軍隊の構成員等が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項に規定する施設及び区域内にある輸出物品販売場(以下この条及び次条第二項において「基地内輸出物品販売場」という。)において一般物品を購入する場合(第六号に掲げる場合を除く。)その購入の際、当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類を当該基地内輸出物品販売場を經營する事業者に提出して、当該一般物品の引渡しを受ける方法

五・六 省略

4| 輸出物品販売場を經營する事業者が次に掲げる資産を譲渡する場合には、当該資産を消耗品として前二項、第十三項及び第十四項並びに第十八条の三第一項の規定を適用する。

一・二 省略

5| 第三項第四号又は第五号の規定による書類の提出は、これらの規定に規定する輸出する旨を誓約する電磁的記録(法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。第七項及び第十五項において同じ。)(当該書類の記載事項を記録したものに限る。)の提供によつてすることができる。

6| 第三項第一号又は第二号に定める方法により免税対象物品を購入した者は、本邦から出国する際又は免税購入対象者でなくなる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない。

7| 第三項第一号から第三号までの規定により同項第一号イ及びロに規定する情報(以下この項及び第十八項において「旅券情報等」という。)の提供を受けた市中輸出物品販売場を經營する事業者は、購入記録情報

(免税対象物品を購入する免税購入対象者から提供を受けた旅券情報等

二種貨物利用運送事業を經營する者をいう。以下この条において同じ。)との間において当該免税対象物品の輸出に係る運送契約を締結する場合、その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該免税対象物品の引渡しを受け、かつ、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者(その代理人を含む。)に引き渡す方法

イ・ロ 同上

四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族(以下この条において「合衆国軍隊の構成員等」という。)が、同協定第二条第一項に規定する施設及び区域内にある輸出物品販売場(以下この条及び次条第二項において「基地内輸出物品販売場」という。)において一般物品を購入する場合(第六号に掲げる場合を除く。)その購入の際、当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類を当該基地内輸出物品販売場を經營する事業者に提出して、当該一般物品の引渡しを受ける方法

五・六 同上

3| 輸出物品販売場を經營する事業者が次に掲げる資産を譲渡する場合には、当該資産を消耗品として前二項、第十二項及び第十三項並びに第十八条の三第一項の規定を適用する。

一・二 同上

4| 第二項第四号又は第五号の規定による書類の提出は、これらの規定に規定する輸出する旨を誓約する電磁的記録(法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。第六項及び第十四項において同じ。)(当該書類の記載事項を記録したものに限る。)の提供によつてすることができる。

5| 第二項第一号又は第二号に定める方法により免税対象物品を購入した者は、本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない。

6| 第二項第一号から第三号までの規定により同項第一号ロに規定する旅券等に記載された情報の提供を受けた市中輸出物品販売場を經營する事業者は、購入記録情報(免税対象物品を購入する非居住者から提供を受けた同号ロに規定する旅券等に記載された情報及びその非居住者の免税

及びその免税購入対象者の免税対象物品の購入の事実を記録した電磁的記録をいう。以下この条、次条第二項第二号イ及び第十八条の四において同じ。)を、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により、免税販売手続(法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続をいう。次条から第十八条の五までにおいて同じ。))の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、当該購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

8| 省 略

9| 市中輸出物品販売場を経営する事業者は、第七項の規定による購入記録情報の提供につき、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することができなかった場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに当該購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならない。

10| 国税庁長官は、第七項の規定により購入記録情報の提供を受けたとき(第十八条の四第一項前段の規定により購入記録情報の提供を受けたときを含む。)は、当該購入記録情報を税関長に提供するものとする。

11| 市中輸出物品販売場を経営する事業者は、当該市中輸出物品販売場において第三項第一号又は第二号に定める方法により免税対象物品を購入する免税購入対象者に対し、当該免税対象物品が輸出するためこれらの規定に定める方法により購入されるものであることその他財務省令で定める事項を説明しなければならない。

12| 第三項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、財務省令で定めるところにより、当該免税対象物品の運送契約に係る財務省令で定める書類を保存しなければならない。

13| 法第八条第一項に規定する政令で定める場合は、第三項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に定める方法により免税対象物品の譲渡を行う場合(同号に定める方法により一般物品の譲渡を行う場合を除く。

対象物品の購入の事実を記録した電磁的記録をいう。以下この条、次条第二項第二号イ及び第十八条の四において同じ。)を、あらかじめその納税地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として財務省令で定める方法により、免税販売手続(法第八条第一項の規定の適用を受けるための手続をいう。次条から第十八条の五までにおいて同じ。))の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならない。この場合において、当該購入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国税庁長官に到達したものとみなす。

7| 同 上

8| 市中輸出物品販売場を経営する事業者は、第六項の規定による購入記録情報の提供につき、災害その他やむを得ない事情により国税庁長官に提供することができなかった場合には、当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速やかに当該購入記録情報を国税庁長官に提供しなければならない。

9| 国税庁長官は、第六項の規定により購入記録情報の提供を受けたとき(第十八条の四第一項前段の規定により購入記録情報の提供を受けたときを含む。)は、当該購入記録情報を税関長に提供するものとする。

10| 市中輸出物品販売場を経営する事業者は、当該市中輸出物品販売場において第二項第一号又は第二号に定める方法により免税対象物品を購入する非居住者に対し、当該免税対象物品が輸出するためこれらの規定に定める方法により購入されるものであることその他財務省令で定める事項を説明しなければならない。

11| 第二項第三号又は第六号の規定により免税対象物品の引渡しを受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、財務省令で定めるところにより、当該免税対象物品の運送契約に係る財務省令で定める書類を保存しなければならない。

12| 法第八条第一項に規定する政令で定める場合は、第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に定める方法により免税対象物品の譲渡を行う場合(同号に定める方法により一般物品の譲渡を行う場合を除く。

）とする。

14) 法第八条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その免税購入対象者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する一般物品 五千元

二 その免税購入対象者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する消耗品 五千元

三省 略

15) 法第八条第二項に規定する書類又は電磁的記録は、第三項第一号口に規定する書類の写し、同項第三号口及び第四号から第六号までに規定する書類（同項第四号及び第五号に規定する書類にあつては、第五項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）又は第七項の規定により国税庁長官に提供した購入記録情報（第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。）とする。

16) 免税購入対象者が第三項第三号に定める方法により購入した免税対象物品又は合衆国軍隊の構成員等が同項第六号に定める方法により購入した免税対象物品については、当該免税購入対象者又は当該合衆国軍隊の構成員等が当該免税対象物品を国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡した日に輸出したものとみなして、法第八条第三項の規定を適用する。

17) 第三項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して免税対象物品を輸出しないときは、前項の規定は、適用しない。この場合における法第八条第三項及び第二十七条第一項の規定の適用については、法第八条第三項中「輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した免税購入対象者が、本邦から出国する日（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、当該免税購入対象者でなくなる日）までに当該物品」とあるのは「消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第三項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した同項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項に規定する物品」と、「その出港地を所轄する税関長（その者が免税購入対象者でなくなる場合には、そ

）とする。

13) 同上

一 その非居住者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する一般物品 五千元

二 その非居住者に対して、同一の市中輸出物品販売場において同一の日に譲渡する消耗品 五千元

三省 同上

14) 法第八条第二項に規定する書類又は電磁的記録は、第二項第三号口及び第四号から第六号までに規定する書類（同項第四号及び第五号に規定する書類にあつては、第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）又は第六項の規定により国税庁長官に提供した購入記録情報（第十八条の四第一項後段の規定により提供を受けた購入記録情報又は交付を受けた同項に規定する書類を含む。）とする。

15) 非居住者が第二項第三号に定める方法により購入した免税対象物品又は合衆国軍隊の構成員等が同項第六号に定める方法により購入した免税対象物品については、当該非居住者又は当該合衆国軍隊の構成員等が当該免税対象物品を国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に引き渡した日に輸出したものとみなして、法第八条第三項の規定を適用する。

16) 第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して免税対象物品を輸出しないときは、前項の規定は、適用しない。この場合における法第八条第三項及び第二十七条第一項の規定の適用については、法第八条第三項中「輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出国する日（その者が居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる場合には、当該居住者となる日）までに当該物品」とあるのは「消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十八条第二項第三号又は第六号に規定する運送契約を締結した同項第三号に規定する国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項に規定する物品」と、「その出港地

のなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者の納税地を所轄する税務署長は、当該国際第二種貨物利用運送事業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税務署長」と、「その者から」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者から」と、法第二十七条第一項中「第八条第三項本文」とあるのは「消費税法施行令第十八条第十七項の規定により読み替えられた第八条第三項本文」と、「出港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるのは「国際第二種貨物利用運送事業者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る納税地」とする。

18| 第三項第一号イ及びロの規定により提供する旅券情報等に関する事項、同項第四号及び第五号の規定により提出するこれらの規定に規定する書類の記載事項、第七項の規定により提供すべき購入記録情報に関する事項その他第一項から第十五項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(輸出物品販売場の許可に関する手続等)

第十八条の二 省 略

2 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、次の各号に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ、法第八条第六項の許可をし、又は当該各号に定める要件を満たさないときは、その申請を却下する。

一 当該販売場において免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続が、当該販売場においてのみ行われる輸出品販売場（第三号に規定する自動販売機型輸出品販売場を除く。以下この条、次条第一項及び第十八条の五において「一般型輸出品販売場」という。）の許可 当該販売場が次に掲げる要件の全て（基地内輸出品販売場にあつては、イ及びハに掲げる要件）を満たすこと。

イ 省 略

ロ 現に免税購入対象者が利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

ハ 省 略

二 当該販売場において免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品

を所轄する税関長（その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者の納税地を所轄する税務署長は、当該国際第二種貨物利用運送事業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税務署長」と、「その者から」とあるのは「当該国際第二種貨物利用運送事業者から」と、法第二十七条第一項中「第八条第三項本文」とあるのは「消費税法施行令第十八条第十六項の規定により読み替えられた第八条第三項本文」と、「出港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるのは「国際第二種貨物利用運送事業者の資産の譲渡等及び特定仕入れに係る納税地」とする。

17| 第二項第一号ロの規定により提供する同号ロに規定する旅券等に記載された情報に関する事項、同項第四号及び第五号の規定により提出するこれらの規定に規定する書類の記載事項、第六項の規定により提供すべき購入記録情報に関する事項その他第一項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(輸出物品販売場の許可に関する手続等)

第十八条の二 同 上

2 同 上

一 当該販売場において非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続が、当該販売場においてのみ行われる輸出品販売場（第三号に規定する自動販売機型輸出品販売場を除く。以下この条、次条第一項及び第十八条の五において「一般型輸出品販売場」という。）の許可 当該販売場が次に掲げる要件の全て（基地内輸出品販売場にあつては、イ及びハに掲げる要件）を満たすこと。

イ 同 上

ロ 現に非居住者が利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。

ハ 同 上

二 当該販売場において非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る

に係る免税販売手続が、当該販売場の所在する特定商業施設内に一の承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンター（他の事業者が免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続につき、承認免税手続事業者が代理を行うための施設設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）においてのみ行われる輸出物品販売場（以下第十八条の五までにおいて「手続委託型輸出物品販売場」という。）の許可 当該販売場が前号イ及びロに掲げる要件（基地内輸出物品販売場にあつては、同号イに掲げる要件）を満たし、かつ、当該販売場を経営する事業者と当該承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。

イ 当該販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続（前条第七項の規定による購入記録情報の提供に係るものを除く。）につき、代理に関する契約が締結されていること。

ロ・ハ 省 略

三 当該販売場において免税購入対象者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続が、当該販売場に設置する自動販売機によつてのみ行われる市中輸出物品販売場（以下この条及び第十八条の五において「自動販売機型輸出物品販売場」という。）の許可 当該販売場が第一号イ及びロに掲げる要件を満たし、かつ、一の指定自動販売機（免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準を満たすもの（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）をいう。第十六項において同じ。）のみを設置する販売場であること。

3
9 省 略

10 税務署長は、承認免税手続事業者（第七項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。）が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項の承認に係る免税手続カウンターにおける免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認免税手続事業者に係る同項の承認を取り消すことができる。

11
18 省 略

（免税手続カウンターにおける手続等の特例）

第十八条の三 一の承認免税手続事業者が免税販売手続を行う一の特定商

免税販売手続が、当該販売場の所在する特定商業施設内に一の承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンター（他の事業者が非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続につき、承認免税手続事業者が代理を行うための施設設備をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）においてのみ行われる輸出物品販売場（以下第十八条の五までにおいて「手続委託型輸出物品販売場」という。）の許可 当該販売場が前号イ及びロに掲げる要件（基地内輸出物品販売場にあつては、同号イに掲げる要件）を満たし、かつ、当該販売場を経営する事業者と当該承認免税手続事業者との間において、次に掲げる要件の全てを満たす関係があること。

イ 当該販売場において譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続（前条第六項の規定による購入記録情報の提供に係るものを除く。）につき、代理に関する契約が締結されていること。

ロ・ハ 同 上

三 当該販売場において非居住者に対して譲渡する免税対象物品に係る免税販売手続が、当該販売場に設置する自動販売機によつてのみ行われる市中輸出物品販売場（以下この条及び第十八条の五において「自動販売機型輸出物品販売場」という。）の許可 当該販売場が第一号イ及びロに掲げる要件を満たし、かつ、一の指定自動販売機（免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準を満たすもの（国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）をいう。第十六項において同じ。）のみを設置する販売場であること。

3
9 同 上

10 税務署長は、承認免税手続事業者（第七項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下第十八条の四までにおいて同じ。）が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は第七項の承認に係る免税手続カウンターにおける免税販売手続その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該承認免税手続事業者に係る同項の承認を取り消すことができる。

11
18 同 上

（免税手続カウンターにおける手続等の特例）

第十八条の三 一の承認免税手続事業者が免税販売手続を行う一の特定商

業施設内に所在する複数の手続委託型輸出品販売場（当該承認免税手続事業者が当該特定商業施設内において経営する一般型輸出品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出品販売場を含む。以下この項において「合算対象輸出品販売場」という。）において、同一の日に同一の免税購入対象者に対して譲渡する一般物品の対価の額と消耗品の対価の額（これらの対価のうち、法第八条第一項の規定の適用を受けた免税対象物品に係る対価の額を除く。）をそれぞれ合計している場合には、当該合算対象輸出品販売場を一の販売場とみなして、第十八条第十四項の規定を適用する。この場合において、同条第三項第五号及び第六号中「書類」とあるのは、「書類（第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされる同項に規定する合算対象輸出品販売場における購入の事実を付記した書類に限る。）とする。

2 省 略

（電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例）

第十八条の四 承認送信事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第十八条第七項の規定にかかわらず、当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に係る市中輸出品販売場を経営する事業者のために、同項の規定により行うべき購入記録情報の提供を当該契約に係る市中輸出品販売場の別に行うことができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該購入記録情報又は当該購入記録情報に係る財務省令で定める書類を当該市中輸出品販売場を経営する事業者に提供し、又は交付するものとする。

一・二 省 略

2 省 略

3 第十八条第八項及び第九項の規定は、承認送信事業者が行う第一項前段の規定による購入記録情報の提供について準用する。

4 前三項に規定する承認送信事業者とは、次に掲げる要件の全てを満たす事業者（法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）で、第一項前段の規定により購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者をいう。

一 省 略

業施設内に所在する複数の手続委託型輸出品販売場（当該承認免税手続事業者が当該特定商業施設内において経営する一般型輸出品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出品販売場を含む。以下この項において「合算対象輸出品販売場」という。）において、同一の日に同一の非居住者に対して譲渡する一般物品の対価の額と消耗品の対価の額（これらの対価のうち、法第八条第一項の規定の適用を受けた免税対象物品に係る対価の額を除く。）をそれぞれ合計している場合には、当該合算対象輸出品販売場を一の販売場とみなして、第十八条第十三項の規定を適用する。この場合において、同条第二項第五号及び第六号中「書類」とあるのは、「書類（第十八条の三第一項の規定により一の販売場とみなされる同項に規定する合算対象輸出品販売場における購入の事実を付記した書類に限る。）とする。

2 同 上

（電子情報処理組織による購入記録情報の提供の特例）

第十八条の四 承認送信事業者は、次に掲げる要件の全てを満たすときは、第十八条第六項の規定にかかわらず、当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に係る市中輸出品販売場を経営する事業者のために、同項の規定により行うべき購入記録情報の提供を当該契約に係る市中輸出品販売場の別に行うことができる。この場合において、当該承認送信事業者は、当該購入記録情報又は当該購入記録情報に係る財務省令で定める書類を当該市中輸出品販売場を経営する事業者に提供し、又は交付するものとする。

一・二 同 上

2 同 上

3 第十八条第七項及び第八項の規定は、承認送信事業者が行う第一項前段の規定による購入記録情報の提供について準用する。

4 同 上

一 同 上

二 第一項第二号に掲げる要件を満たして購入記録情報を第十八条第七項に規定する財務省令で定める方法により適切に国税庁長官に提供できること。

三 省略

5 5 9 省略

(税関長の権限の委任)

第十八条の六 法第八条第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第四十五条第一項(税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定)の規定により読み替えて適用する同法第四十条(滞納処分)並びに同法第四十三条第四項及び第五項(国税の徴収の所轄庁)の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第三項本文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する国税通則法第三十三条第三項(賦課決定の所轄庁等)の規定により読み替えて適用する同法第三十二条第一項から第四項まで(賦課決定)、同法第三十三条第四項、同法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十六条(納税の告知)、第三十八条第一項及び第二項(繰上請求)並びに第四十条並びに同法第四十三条第一項ただし書、第四項及び第五項の規定に基づく税関長の権限(以下この項においてこれらの権限を「税関長権限」という。)(次号の規定により同号に定める税関官署の長に委任されるものを除く。) 当該税関長権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

二 税関長権限 当該税関長権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

2 | 税関長は、必要があると認めるときは、前項各号の規定により当該各号に定める税関官署の長に委任される権限の範囲を制限することができる。

二 第一項第二号に掲げる要件を満たして購入記録情報を第十八条第六項に規定する財務省令で定める方法により適切に国税庁長官に提供できること。

三 同上

5 5 9 同上

3 税関長は、第一項第二号に定める税関官署の管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は前項の規定により税関官署の長に委任される権限の範囲を制限したときは、これらの内容を公告しなければならぬ。

4 第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する権限について税関長が自ら行うこととした場合には、当該税関長は、遅滞なく、その旨を納税義務者に通知するものとする。

(調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取り等である場合についての適用)

第二十条の三 法第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物（法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条、第二十五条第二項及び第二十五条の六において同じ。）の保税地域からの引取りである場合又は特例申告書に関する決定（特例申告書に記載すべき法第四十七条第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）をいう。第二十五条第二項及び第二十五条の六において同じ。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における法第九条第七項の規定の適用については、同項中「第九項」とあるのは「以下この項、第九項」と、「行つた場合」とあるのは「行つた場合（当該調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告書を提出した場合とし、特例申告に関する決定（特例申告書に記載すべき第四十七条第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）をいう。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合とし、」と、「当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合」とあるのは「当該特例申告書を提出した場合又は当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合」とする。

（輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例）
第四十六条 省 略

2 前項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭

(調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取り等である場合についての適用)

第二十条の三 法第九条第七項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物（法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条、第二十五条第二項及び第二十五条の六において同じ。）の保税地域からの引取りである場合又は特例申告書に関する決定（特例申告書に記載すべき法第四十七条第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）をいう。第二十五条第二項及び第二十五条の六において同じ。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における法第九条第七項の規定の適用については、同項中「第九項」とあるのは「以下この項、第九項」と、「行つた場合」とあるのは「行つた場合（当該調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告書を提出した場合とし、特例申告に関する決定（特例申告書に記載すべき第四十七条第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）をいう。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合とし、」と、「当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合」とあるのは「当該特例申告書を提出した場合又は当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合」とする。

（輸入の許可前に引き取る課税貨物に係る消費税額の控除の時期の特例）
第四十六条 同 上

2 前項の規定は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭

和三十年法律第三十七号) 第七条第一項(郵便物の内国消費税の納付等)の郵便物の名宛人である事業者が同条第十項において準用する関税法第七十七条第六項(郵便物の関税の納付等)の規定の適用を受ける場合における当該郵便物の引取りに係る消費税額について準用する。

(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等)

第四十九条 省 略

254 省 略

5 法第三十条第九項第三号に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 四 省 略

五 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第九項(郵便物の内国消費税の納付等)の規定により賦課決定通知書とみなされる同条第一項の郵便物に係る同項の書面

六 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第十項において準用する関税法第七十七条第六項(郵便物の関税の納付等)の規定により税関長の承認を受けて消費税の納付前に郵便物を受け取った場合における同項の承認があつたことを証する書類

七 九 省 略

6 省 略

7 第五項各号に掲げる書類(前項の規定の適用を受けるものを含む。)には、これらの書類に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。)を含むものとする。

(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等)

第五十条 法第三十条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第七項に規定する帳簿及び請求書を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書についてはその受領した日(前条第七項の電磁的記録にあつては、当該電磁的記録の提供を受けた日)の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項及び第三項に

和三十年法律第三十七号) 第七条第一項(郵便物の内国消費税の納付等)の郵便物の名宛人である事業者が同条第八項において準用する関税法第七十七条第六項(郵便物の関税の納付等)の規定の適用を受ける場合における当該郵便物の引取りに係る消費税額について準用する。

(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等)

第四十九条 同 上

254 同 上

5 同 上

一 四 同 上

五 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第七項(郵便物の内国消費税の納付等)の規定により賦課決定通知書とみなされる同条第一項の郵便物に係る同項の書面

六 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第八項において準用する関税法第七十七条第六項(郵便物の関税の納付等)の規定により税関長の承認を受けて消費税の納付前に郵便物を受け取った場合における同項の承認があつたことを証する書類

七 九 同 上

6 同 上

(課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保存期間等)

第五十条 法第三十条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第七項に規定する帳簿及び請求書を整理し、当該帳簿についてはその閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日、当該請求書についてはその受領した日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には一月とする。次項及び第三項において同じ。)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る

において同じ。)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地(次項において「納税地等」という。)に保存(前条第七項の電磁的記録にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。以下この項において同じ。)
をしなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する法第三十条第七項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から五年間を超えて保存をすることを要しない。

2 法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額(その課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。)につき同項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第十一項に規定する本人確認書類を整理し、その課税仕入れの日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地等に保存(当該本人確認書類が電磁的記録である場合にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。)をしなければならない。

3 前二項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間におけるこれらの規定による保存(これらの規定による電磁的記録の保存を除く。)は、財務大臣の定める方法によることができる。

(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等)

第七十一条の二 法第五十九条の二第一項に規定する政令で定めるもの、事業者により保存されている次に掲げる電磁的記録とする。

一 三 省 略

四 第四十九条第七項に規定する電磁的記録

五 省 略

六 省 略

七 その他財務省令で定める電磁的記録

2 省 略

3 法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合における国税通則法

事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地(次項において「納税地等」という。)に保存しなければならない。ただし、財務省令で定める場合に該当する同条第七項に規定する帳簿又は請求書等については、同日から五年間を超えて保存をすることを要しない。

2 法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額(その課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。)につき同項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第十一項に規定する本人確認書類を整理し、その課税仕入れの日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地等に保存(当該本人確認書類が電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。)
である場合にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。)をしなければならない。

3 前二項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間におけるこれらの規定による保存(前項の規定による電磁的記録の保存を除く。)は、財務大臣の定める方法によることができる。

(電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等)

第七十一条の二 同 上

一 三 同 上

四 同 上

五 同 上

2 同 上

3 法第五十九条の二第一項の規定の適用がある場合における国税通則法

第十五条第二項第十四号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）、第三十五条第三項及び第七十三条第一項第二号（時効の完成猶予及び更新）並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十七条の三（加重された過少申告加算税等が課される場合における加重算税に代えられるべき過少申告加算税等）並びに第二十八条第一項及び第二項（加重算税を課さない部分の税額の計算）の規定の適用については、同法第十五条第二項第十四号中「の」とあるのは「」若しくは消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例）の」と、同法第三十五条第三項及び第七十三条第一項第二号中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項」と、「」の」とあるのは「」又は消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例）の」と、同令第二十七条の三第一項中「第六十八条第一項又は」とあるのは「第六十八条第一項若しくは」と、「加重算税」とあるのは「加重算税」又は消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第一項の加重算税に係る部分に限る。）（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例）の」と、同条第二項中「第六十八条第二項又は」とあるのは「第六十八条第二項若しくは」と、「限る」とあるのは「限る。」又は消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第二項の加重算税に係る部分に限る）と、同令第二十八条第一項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項又は消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例）の」と、同条第二項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項又は消費税法第五十九条の二第一項」とする。

4 省略

第十五条第二項第十四号（納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定）、第三十五条第三項及び第七十三条第一項第二号（時効の完成猶予及び更新）並びに国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十七条の三（加重された過少申告加算税等が課される場合における加重算税に代えられるべき過少申告加算税等）並びに第二十八条第一項及び第二項（加重算税を課さない部分の税額の計算）の規定の適用については、同法第十五条第二項第十四号中「の」とあるのは「」若しくは消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例）の」と、同法第三十五条第三項及び第七十三条第一項第二号中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項」と、「」の」とあるのは「」又は消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例）の」と、同令第二十七条の三第一項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「加重算税」とあるのは「加重算税」又は消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第一項の加重算税に係る部分に限る。）（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例）の」と、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「限る」とあるのは「限る。」又は消費税法第五十九条の二第一項（法第六十八条第二項の加重算税に係る部分に限る）と、同令第二十八条第一項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項又は消費税法第五十九条の二第一項（電磁的記録に記録された事項に関する加重算税の特例）の」と、同条第二項中「同条第四項」とあるのは「同条第四項又は消費税法第五十九条の二第一項」とする。

4 同上

(消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

(消費税法施行令の一部改正)

第一条 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「引取」を「引取り」に改め、同条を第四十六条の二とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(課税仕入れに係る消費税額の計算)

第四十六条 法第三十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる課税仕入れ(特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この章において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額に百分の七十八を乗じて算出した金額とする。

一 適格請求書(法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書(以下同じ。))の交付を受けた課税仕入れ 当該適格請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

二 適格簡易請求書(法第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書(以下同じ。))の交付を受けた課税仕入れ 当該適格簡易請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等(当該適格簡易請求書に当該消費税額等の記載がないときは、当該消費税額等として第七十条の十に規定する方法に準じて算出した金額)のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

三 法第三十条第九項第二号に掲げる電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項、第四十九条及び第五十条において同じ。)の提供を受けた課税仕入れ 当該電磁的記録に記載されている法第五十七条の四第一項第五号又は第二項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

四 法第三十条第九項第三号に掲げる書類又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を作成した課税仕入れ 当該書類に記載され、又は当該電磁的記録に記載されている第四十九条第四項第六号に

(消費税法施行令の一部改正)

第一条 同上

第四十六条第一項中「引取」を「引取り」に改め、同条を第四十六条の二とし、第三章中同条の前に次の一条を加える。

(課税仕入れに係る消費税額の計算)

第四十六条 法第三十条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる課税仕入れ(特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この章において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める金額の合計額に百分の七十八を乗じて算出した金額とする。

一 適格請求書(法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書(以下同じ。))の交付を受けた課税仕入れ 当該適格請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

二 適格簡易請求書(法第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書(以下同じ。))の交付を受けた課税仕入れ 当該適格簡易請求書に記載されている同項第五号に掲げる消費税額等(当該適格簡易請求書に当該消費税額等の記載がないときは、当該消費税額等として第七十条の十に規定する方法に準じて算出した金額)のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

三 法第三十条第九項第二号に掲げる電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。次号及び第五号、第四十九条第七項並びに第五十条において同じ。)の提供を受けた課税仕入れ 当該電磁的記録に記載されている法第五十七条の四第一項第五号又は第二項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

四 法第三十条第九項第三号に掲げる書類又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を作成した課税仕入れ 当該書類に記載され、又は当該電磁的記録に記載されている第四十九条第四項第六号に

掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

五 法第三十条第九項第四号に掲げる書類の交付又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた課税仕入れ 当該書類に記載され、又は当該電磁的記録に記載されている第四十九条第六項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

六 第四十九条第一項第一号イからニまでに掲げる課税仕入れ 課税仕入れに係る支払対価の額（法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この章において同じ。）

（）に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額（当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）

2 事業者が、その課税期間に係る前項各号に掲げる課税仕入れについて、その課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額（当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）を法第三十条第七項に規定する帳簿に記載している場合には、前項の規定にかかわらず、当該金額を合計した金額に百分の七十八を乗じて算出した金額を、同条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とすることができる。

3 その課税期間に係る法第四十五条第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額の計算につき、同条第五項の規定の適用を受けない事業者は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れのうち第一項各号に掲げるものに係る課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に、課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分については百分の七・八を、軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分については百分の六・二四をそれぞれ乗じて算出した金額の合計額を、法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とすることができる。

掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

五 法第三十条第九項第四号に掲げる書類の交付又は当該書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた課税仕入れ 当該書類に記載され、又は当該電磁的記録に記載されている第四十九条第六項第五号に掲げる消費税額等のうち当該課税仕入れに係る部分の金額

六 第四十九条第一項第一号イからニまでに掲げる課税仕入れ 課税仕入れに係る支払対価の額（法第三十条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この章において同じ。）

（）に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額（当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）

2 事業者が、その課税期間に係る前項各号に掲げる課税仕入れについて、その課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額（当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て、又は四捨五入した後の金額）を法第三十条第七項に規定する帳簿に記載している場合には、前項の規定にかかわらず、当該金額を合計した金額に百分の七十八を乗じて算出した金額を、同条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とすることができる。

3 その課税期間に係る法第四十五条第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額の計算につき、同条第五項の規定の適用を受けない事業者は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れのうち第一項各号に掲げるものに係る課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に、課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）に係る部分については百分の七・八を、軽減対象課税資産の譲渡等に係る部分については百分の六・二四をそれぞれ乗じて算出した金額の合計額を、法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とすることができる。

第四十九条第二項中「再生資源卸売業その他」を「前項第一号に規定する国税庁長官が指定する者から受ける課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ（同号に掲げる場合に該当するものに限る。）のうち、」に改め、「（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、次条第二項及び第五十四条第一項第一号において同じ。）」及び「で再生資源卸売業に準ずるもの」を削り、同条第三項中「卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる」を「他の者から受けた課税資産の譲渡等のうち第七十条の九第二項第二号に掲げる課税資産の譲渡等又は第七十条の十二第一項若しくは第五項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る」に、「当該媒介又は」を「第七十条の九第二項第二号若しくは第七十条の十二第一項に規定する媒介若しくは」に、「又は名称」を「若しくは名称又は同条第五項に規定する執行機関の名称」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法第三十条第九項第三号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 書類の作成者の氏名又は名称
- 二 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号（法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。第六項第一号において同じ。）
- 三 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
- 四 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）
- 五 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率（法第五十七条の四第一項第四号に規定する適用税率をいう。第六項第四号において同じ。）
- 六 消費税額等（課税仕入れに係る支払対価の額に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額をいい、当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を処理した後の金額とする。）

第四十九条第二項中「再生資源卸売業その他」を「前項第一号に規定する国税庁長官が指定する者から受ける課税資産の譲渡等に係る課税仕入れ（同号に掲げる場合に該当するものに限る。）のうち、」に改め、「（特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条、次条第二項及び第五十四条第一項第一号において同じ。）」及び「で再生資源卸売業に準ずるもの」を削り、同条第三項中「卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われる課税仕入れその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる」を「他の者から受けた課税資産の譲渡等のうち第七十条の九第二項第二号に掲げる課税資産の譲渡等又は第七十条の十二第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る」に、「当該媒介」を「第七十条の九第二項第二号又は第七十条の十二第一項に規定する媒介」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 法第三十条第九項第三号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 書類の作成者の氏名又は名称
- 二 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号（法第五十七条の二第四項の登録番号をいう。第六項第一号において同じ。）
- 三 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
- 四 課税仕入れに係る資産又は役務の内容（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）
- 五 税率の異なるごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率（法第五十七条の四第一項第四号に規定する適用税率をいう。第六項第四号において同じ。）
- 六 消費税額等（課税仕入れに係る支払対価の額に百分の十（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八）を乗じて算出した金額をいい、当該金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を処理した後の金額とする。）

第四十九條第七項中「第五項各号」を「第八項各号」に改め、「(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。次条において同じ。)」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第三十條第九項第三号」を「第三十條第九項第五号」に改め、同項第三号中「引取」を「引取り」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 法第三十條第九項第四号に規定する政令で定める課税仕入れは、他の者から受けた第七十條の九第二項第二号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れとする。

6 法第三十條第九項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 書類の作成者の氏名又は名称及び登録番号

二 課税資産の譲渡等を行った年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間)

三 課税資産の譲渡等に係る資産の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)

四 課税資産の譲渡等に係る税抜価額(法第五十七條の四第一項第四号に規定する税抜価額をいう。)又は税込価額(同号に規定する税込価額をいう。)を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率

五 消費税額等(法第五十七條の四第一項第五号の規定に準じて計算した金額をいう。)

六 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

7 法第三十條第九項第三号及び第四号に掲げる書類には、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

第五十條第一項中「日(前条第七項)」を「日(同条第九項第二号に掲げる電磁的記録並びに前条第七項及び第十項)」に、「当該電磁的記録」を「これらの電磁的記録」に、「保存(前条第七項)」を「保存(同号に掲げる電磁的記録並びに前条第七項及び第十項)」に改める。

第四十九條第六項を同条第九項とし、同条第五項中「第三十條第九項第三号」を「第三十條第九項第五号」に改め、同項第三号中「引取」を「引取り」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 法第三十條第九項第四号に規定する政令で定める課税仕入れは、他の者から受けた第七十條の九第二項第二号に掲げる課税資産の譲渡等に係る課税仕入れとする。

6 法第三十條第九項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 書類の作成者の氏名又は名称及び登録番号

二 課税資産の譲渡等を行った年月日(課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間)

三 課税資産の譲渡等に係る資産の内容(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)

四 課税資産の譲渡等に係る税抜価額(法第五十七條の四第一項第四号に規定する税抜価額をいう。)又は税込価額(同号に規定する税込価額をいう。)を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率

五 消費税額等(法第五十七條の四第一項第五号の規定に準じて計算した金額をいう。)

六 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

7 法第三十條第九項第三号及び第四号に掲げる書類には、これらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

第五十條第一項中「受領した日」の下に「(同条第九項第二号に掲げる電磁的記録及び前条第七項の電磁的記録にあつては、これらの電磁的記録の提供を受けた日)」を加え、「保存しなければ」を「保存(同号に掲げる電磁的記録及び前条第七項の電磁的記録にあつては、財務省令

第五章中第七十一条の前に次の十三条を加える。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の提出期限)

第七十条の二 法第五十七条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する課税期間の初日の前日から起算して一月前の日とする。
(特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類)

第七十条の三 登録(法第五十七条の二第一項の登録をいう。次条、第七十条の六第二項及び第七十条の十二第一項において同じ。)を受けようとする法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

(登録の時期等に関する特例)

第七十条の四 登録を受けようとする事業者が、事業を開始した日の属する課税期間その他の財務省令で定める課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した法第五十七条の二第二項の申請書を当該課税期間の末日までに提出した場合において、同条第三項の規定による登録がされたときは、当該課税期間の初日から登録を受けたものとみなす。

(適格請求書発行事業者登録簿の記載事項及び公表)

第七十条の五 法第五十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び登録番号
- 二 登録年月日
- 三 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- 四 法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者以外の

で定める方法による保存に限る。以下この項において同じ。)をしなれば」に改め、同項ただし書中「同条第七項」を「法第三十条第七項」に、「保存する」を「保存をする」に改め、同条第二項中「(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。)」を削り、同条第三項中「前項」を「これら」に改める。

第五章中第七十一条の前に次の十三条を加える。

(適格請求書発行事業者の登録申請書の提出期限)

第七十条の二 法第五十七条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する課税期間の初日の前日から起算して一月前の日とする。
(特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類)

第七十条の三 登録(法第五十七条の二第一項の登録をいう。次条、第七十条の六第二項及び第七十条の十二第一項において同じ。)を受けようとする法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者は、同条第二項の申請書に財務省令で定める書類を添付して提出するものとする。

(登録の時期等に関する特例)

第七十条の四 登録を受けようとする事業者が、事業を開始した日の属する課税期間その他の財務省令で定める課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した法第五十七条の二第二項の申請書を当該課税期間の末日までに提出した場合において、同条第三項の規定による登録がされたときは、当該課税期間の初日から登録を受けたものとみなす。

(適格請求書発行事業者登録簿の記載事項及び公表)

第七十条の五 法第五十七条の二第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び登録番号
- 二 登録年月日
- 三 法人(人格のない社団等を除く。)にあつては、本店又は主たる事務所の所在地
- 四 法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者以外の

国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2 法第五十七条の二第四項、第九項若しくは第十一項又は第五十七条の第三五項の規定による公表は、インターネットを利用して、利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。

(適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の手続等)

第七十条の六 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受けようとする同項に規定する相続人は、同条第一項の規定による届出書に、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した旨を記載しなければならぬ。

2 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受けている同項に規定する相続人が、同項に規定するみなし登録期間中に法第五十七条の二第二項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該みなし登録期間の末日までに当該申請書に係る登録又は同条第五項の処分に係る通知がないときは、同日の翌日から当該通知が当該相続人に到達するまでの期間を法第五十七条の三第三項に規定するみなし登録期間とみなして、同項の規定を適用する。

(登録取消しの届出があつた場合におけるみなし登録期間の特例)

第七十条の七 相続により法第五十七条の三第一項に規定する適格請求書発行事業者(法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を提出した者に限る。)の事業を承継した相続人に係る法第五十七条の三第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「経過する日」とあるのは「経過する日又は同条第十項(第一号に係る部分に限る。)」の規定により当該適格請求書発行事業者に係る同条第一項の登録が失効する日の前日」と、「第一号」とあるのは「同号」とする。

(適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の棚卸資産に係る消費税額の調整)

第七十条の八 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人(同項に規定するみなし登録期間の初日の前日において法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。)における法第三十六条第一項の規定の適用については

国外事業者にあつては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地

2 法第五十七条の二第四項、第九項若しくは第十一項又は第五十七条の第三五項の規定による公表は、インターネットを利用して、利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供する方法により行うものとする。

(適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の手続等)

第七十条の六 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受けようとする同項に規定する相続人は、同条第一項の規定による届出書に、相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した旨を記載しなければならぬ。

2 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受けている同項に規定する相続人が、同項に規定するみなし登録期間中に法第五十七条の二第二項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該みなし登録期間の末日までに当該申請書に係る登録又は同条第五項の処分に係る通知がないときは、同日の翌日から当該通知が当該相続人に到達するまでの期間を法第五十七条の三第三項に規定するみなし登録期間とみなして、同項の規定を適用する。

(登録取消しの届出があつた場合におけるみなし登録期間の特例)

第七十条の七 相続により法第五十七条の三第一項に規定する適格請求書発行事業者(法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を提出した者に限る。)の事業を承継した相続人に係る法第五十七条の三第三項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「経過する日」とあるのは「経過する日又は同条第十項(第一号に係る部分に限る。)」の規定により当該適格請求書発行事業者に係る同条第一項の登録が失効する日の前日」と、「第一号」とあるのは「同号」とする。

(適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人の棚卸資産に係る消費税額の調整)

第七十条の八 法第五十七条の三第三項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人(同項に規定するみなし登録期間の初日の前日において法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。)における法第三十六条第一項の規定の適用については

、同項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は第五十七条の第三項」とする。

2 法第五十七条の第三項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人（同項に規定するみなし登録期間の末日の翌日において法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）における法第三十六条第五項の規定の適用については、同項中「同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日」とあるのは「第五十七条の第三項に規定するみなし登録期間の末日」と、「前日の属する課税期間」とあるのは「みなし登録期間」と、「課税期間に」とあるのは「みなし登録期間に」と、「当該課税期間の」とあるのは「当該みなし登録期間の末日の属する課税期間の」とする。（適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等）

第七十条の九 法第五十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十八条第一項の規定により、資産の譲渡等（前受金に係るものに限る。）に係る対価の額を収入した日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合

二 法第六十条第二項の規定により、資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合（当該資産の譲渡等を同日の翌日以後に行う場合に限る。）

三 第七十四条第二項の規定により、資産の譲渡等の対価を収納すべき課税期間の末日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合（当該資産の譲渡等を同日の翌日以後に行う場合に限る。）

2 法第五十七条の四第一項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第七十条の十二及び第七十条の十四第五項において同じ。）とする。

一 次に掲げる役務の提供のうち当該役務の提供に係る税込価額（法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額をいう。）が三万円未満のもの

イ 海上運送法第二条第五項（定義）に規定する一般旅客定期航路事業、同法第十九条の六の二（運賃及び料金等の公示）に規定する人の運送をする貨物定期航路事業及び同法第二十条第二項（不

、同項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は第五十七条の第三項」とする。

2 法第五十七条の第三項の規定の適用を受ける同項に規定する相続人（同項に規定するみなし登録期間の末日の翌日において法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）における法第三十六条第五項の規定の適用については、同項中「同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日」とあるのは「第五十七条の第三項に規定するみなし登録期間の末日」と、「前日の属する課税期間」とあるのは「みなし登録期間」と、「課税期間に」とあるのは「みなし登録期間に」と、「当該課税期間の」とあるのは「当該みなし登録期間の末日の属する課税期間の」とする。（適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等）

第七十条の九 法第五十七条の四第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十八条第一項の規定により、資産の譲渡等（前受金に係るものに限る。）に係る対価の額を収入した日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合

二 法第六十条第二項の規定により、資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合（当該資産の譲渡等を同日の翌日以後に行う場合に限る。）

三 第七十四条第二項の規定により、資産の譲渡等の対価を収納すべき課税期間の末日に当該資産の譲渡等を行つたものとされる場合（当該資産の譲渡等を同日の翌日以後に行う場合に限る。）

2 法第五十七条の四第一項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第七十条の十二第一項及び第七十条の十四第五項において同じ。）とする。

一 次に掲げる役務の提供のうち当該役務の提供に係る税込価額（法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額をいう。）が三万円未満のもの

イ 海上運送法第二条第五項（定義）に規定する一般旅客定期航路事業、同法第十九条の六の二（運賃及び料金等の公示）に規定する人の運送をする貨物定期航路事業及び同法第二十条第二項（不

定期航路事業の届出)に規定する人の運送をする不定期航路事業(乗合旅客の運送をするものに限る。)として行う旅客の運送

ロ 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イ(種類)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業として行う旅客の運送

ハ 鉄道事業法第二条第二項(定義)に規定する第一種鉄道事業又は同条第三項に規定する第二種鉄道事業として行う旅客の運送

ニ 軌道法第三条(事業の特許)に規定する運輸事業として行う旅客の運送

二 卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項(中央卸売市場の認定)又は第十三条第一項(地方卸売市場の認定)の認定を受けた卸売市場その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場(農林水産大臣の確認を受けたものに限る。)をいう。イにおいて同じ。においてせり売又は入札の方法により行われる課税資産の譲渡等その他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの

イ 卸売市場において、卸売市場法第二条第四項(定義)に規定する卸売業者が同項に規定する卸売をする業務(出荷者から卸売のための販売の委託を受けて行うものに限る。)として行う生鮮食

料品等(同条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。)の譲渡

ロ 農業協同組合法第四条(法人性)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二条(組合の種類)又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第四条第一項(事業の目的等)に規定する組合(これらの組合に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)が、当該組合の組合員その他の構成員から販売の委託(販売条件を付さず、かつ、財務省令で定める方法により販売代金の精算が行われるものに限る。)を受けて行う農林水産物の譲渡(当該農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行われるものに限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、課税資産の譲渡等の対価の額が通常少額であり、かつ、当該課税資産の譲渡等が不特定かつ多数の者に對して行われるものであつて、当該課税資産の譲渡等が自動販売機

定期航路事業の届出)に規定する人の運送をする不定期航路事業(乗合旅客の運送をするものに限る。)として行う旅客の運送

ロ 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イ(種類)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業として行う旅客の運送

ハ 鉄道事業法第二条第二項(定義)に規定する第一種鉄道事業又は同条第三項に規定する第二種鉄道事業として行う旅客の運送

ニ 軌道法第三条(事業の特許)に規定する運輸事業として行う旅客の運送

二 卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項(中央卸売市場の認定)又は第十三条第一項(地方卸売市場の認定)の認定を受けた卸売市場その他これらに準ずるものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場(農林水産大臣の確認を受けたものに限る。)をいう。イにおいて同じ。においてせり売又は入札の方法により行われる課税資産の譲渡等その他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税資産の譲渡等のうち次に掲げるもの

イ 卸売市場において、卸売市場法第二条第四項(定義)に規定する卸売業者が同項に規定する卸売をする業務(出荷者から卸売のための販売の委託を受けて行うものに限る。)として行う生鮮食

料品等(同条第一項に規定する生鮮食料品等をいう。)の譲渡

ロ 農業協同組合法第四条(法人性)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二条(組合の種類)又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第四条第一項(事業の目的等)に規定する組合(これらの組合に準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)が、当該組合の組合員その他の構成員から販売の委託(販売条件を付さず、かつ、財務省令で定める方法により販売代金の精算が行われるものに限る。)を受けて行う農林水産物の譲渡(当該農林水産物の譲渡を行う者を特定せずに行われるものに限る。)

三 前二号に掲げるもののほか、課税資産の譲渡等の対価の額が通常少額であり、かつ、当該課税資産の譲渡等が不特定かつ多数の者に對して行われるものであつて、当該課税資産の譲渡等が自動販売機

により行われることその他の取引の状況から適格請求書を交付することが著しく困難な課税資産の譲渡等として財務省令で定めるもの
3 法第五十七条の四第三項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、前項各号に掲げる課税資産の譲渡等とする。

(適格請求書に記載すべき消費税額等の計算)

第七十条の十 法第五十七条の四第一項第五号に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。この場合において、当該各号に掲げる方法により算出した金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を処理するものとする。

一 法第五十七条の四第一項第四号に規定する課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に百分の十(当該合計した金額が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八)を乗じて算出する方法

二 法第五十七条の四第一項第四号に規定する課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に百分の十(当該合計した金額が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八)を乗じて算出する方法

(適格簡易請求書の交付が認められる事業の範囲)

第七十条の十一 法第五十七条の四第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 小売業、飲食店業、写真業及び旅行業
- 二 道路運送法第三条第一号ハ(種類)に規定する一般乗用旅客自動車運送事業(当該一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみに行われるものとして同法第九条の三第一項(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。)
- 三 駐車場業(不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車のための場所を提供するものに限る。)
- 四 前三号に掲げる事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの

(媒介者等による適格請求書の交付の特例)

第七十条の十二 事業者(適格請求書発行者に限定する。)が、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(適格請求書発行者に限定する。以下こ

により行われることその他の取引の状況から適格請求書を交付することが著しく困難な課税資産の譲渡等として財務省令で定めるもの
3 法第五十七条の四第三項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、前項各号に掲げる課税資産の譲渡等とする。

(適格請求書に記載すべき消費税額等の計算)

第七十条の十 法第五十七条の四第一項第五号に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる方法のいずれかとする。この場合において、当該各号に掲げる方法により算出した金額に一円未満の端数が生じたときは、当該端数を処理するものとする。

一 法第五十七条の四第一項第四号に規定する課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に百分の十(当該合計した金額が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八)を乗じて算出する方法

二 法第五十七条の四第一項第四号に規定する課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に百分の十(当該合計した金額が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百分の八)を乗じて算出する方法

(適格簡易請求書の交付が認められる事業の範囲)

第七十条の十一 法第五十七条の四第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 小売業、飲食店業、写真業及び旅行業
- 二 道路運送法第三条第一号ハ(種類)に規定する一般乗用旅客自動車運送事業(当該一般乗用旅客自動車運送事業として行う旅客の運送の引受けが営業所のみに行われるものとして同法第九条の三第一項(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金)の国土交通大臣の認可を受けた運賃及び料金が適用されるものを除く。)
- 三 駐車場業(不特定かつ多数の者に自動車その他の車両の駐車のための場所を提供するものに限る。)
- 四 前三号に掲げる事業に準ずる事業で不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行うもの

(媒介者等による適格請求書の交付の特例)

第七十条の十二 事業者(適格請求書発行者に限定する。)が、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者(適格請求書発行者に限定する。以下こ

の条において「媒介者等」という。)を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合において、当該媒介者等が当該課税資産の譲渡等の時までに当該事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、当該媒介者等は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し法第五十七条の四第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により記載すべき事項、同条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により記載すべき事項又は同条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定により記載すべき事項に代えて当該媒介者等の氏名又は名称及び法第五十七条の二第四項の登録番号を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書(以下第七十条の十四までにおいて「適格請求書等」という。)又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録(法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。)を当該事業者に代わつて交付し、又は提供することができる。この場合において、当該媒介者等は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

2 法第五十七条の四第四項の規定は媒介者等が前項の規定の適用を受けて交付した適格請求書の記載事項に誤りがあつた場合について、同条第五項後段の規定は媒介者等が前項の規定の適用を受けて提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録として提供した事項に誤りがあつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「適格請求書発行事業者」とあるのは、「消費税法施行令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等」と読み替えるものとする。

3 媒介者等が第一項の規定により同項の事業者に代わつて適格請求書等を交付し、又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合には、当該媒介者等は、速やかに当該適格請求書の写し又は当該電磁的記録を当該事業者に対し交付し、又は提供しなければならない。

4 第一項の通知を行った事業者が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、当該事業者は、当該通知を受けた媒介者等に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

5 事業者(適格請求書発行事業者に限る。)が、国税徴収法(昭和三十

の条において「媒介者等」という。)を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合において、当該媒介者等が当該課税資産の譲渡等の時までに当該事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、当該媒介者等は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し法第五十七条の四第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により記載すべき事項、同条第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定により記載すべき事項又は同条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定により記載すべき事項に代えて当該媒介者等の氏名又は名称及び法第五十七条の二第四項の登録番号を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書(以下第七十条の十四までにおいて「適格請求書等」という。)又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録(法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。)を当該事業者に代わつて交付し、又は提供することができる。この場合において、当該媒介者等は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

2 法第五十七条の四第四項の規定は媒介者等が前項の規定の適用を受けて交付した適格請求書の記載事項に誤りがあつた場合について、同条第五項後段の規定は媒介者等が前項の規定の適用を受けて提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録として提供した事項に誤りがあつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「適格請求書発行事業者」とあるのは、「消費税法施行令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等」と読み替えるものとする。

3 媒介者等が第一項の規定により同項の事業者に代わつて適格請求書等を交付し、又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合には、当該媒介者等は、速やかに当該適格請求書の写し又は当該電磁的記録を当該事業者に対し交付し、又は提供しなければならない。

4 第一項の通知を行った事業者が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、当該事業者は、当該通知を受けた媒介者等に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

十四年法律第四百七十七号) 第二条第十二号(定義)に規定する強制換
価手続により執行機関(同条第十三号に規定する執行機関をいう。以
下この条において同じ。)を介して国内において課税資産の譲渡等を
行う場合には、当該執行機関は、当該課税資産の譲渡等を受ける他
者に対し法第五十七条の四第一項(第一号に係る部分に限る。)の規
定により記載すべき事項に代えて当該執行機関の名称及びこの項の規
定の適用を受ける旨を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求
書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を当該事業者に
代わつて交付し、又は提供することができる。この場合において、当
該執行機関は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書の写
し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

6| 第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける執行機関に
ついて準用する。

7| 前各項に定めるもののほか、媒介者等又は執行機関による適格請求
書の交付に關し必要な事項は、財務省令で定める。

(交付した適格請求書の写し等の保存)

第七十条の十三 適格請求書を交付した適格請求書発行业業者は、当
該適格請求書の写し(法第五十七条の四第五項の規定により適格請
求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合にあつては
、当該電磁的記録)を整理し、その交付した日(当該電磁的記録を提
供した場合にあつては、その提供した日)の属する課税期間の末日の
翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には一
月とする。次項において同じ。)を経過した日から七年間、これを納
税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの
所在地に保存しなければならない。

2 前項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五
年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存(同項の規
定による電磁的記録の保存を除く。)は、財務大臣の定める方法によ
ることができる。

(業務執行組合員の範囲等)

第七十条の十四 法第五十七条の六第一項ただし書に規定する政令で定
める者は、次の各号に掲げる任意組合等(同項に規定する任意組合等
をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める

5| 前各項に定めるもののほか、媒介者等による適格請求書の交付に
關し必要な事項は、財務省令で定める。

(交付した適格請求書の写し等の保存)

第七十条の十三 適格請求書を交付した適格請求書発行业業者は、当
該適格請求書の写し(法第五十七条の四第五項の規定により適格請
求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合にあつては
、当該電磁的記録)を整理し、その交付した日(当該電磁的記録を提
供した場合にあつては、その提供した日)の属する課税期間の末日の
翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には一
月とする。次項において同じ。)を経過した日から七年間、これを納
税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの
所在地に保存しなければならない。

2 前項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五
年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存(同項の規
定による電磁的記録の保存を除く。)は、財務大臣の定める方法によ
ることができる。

(業務執行組合員の範囲等)

第七十条の十四 法第五十七条の六第一項ただし書に規定する政令で定
める者は、次の各号に掲げる任意組合等(同項に規定する任意組合等
をいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ当該各号に定める

者とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約によつて成立する組合 当該組合の組合員のうち同法第六百七十条第三項（業務の決定及び執行の方法）に規定する業務執行者（当該業務執行者が複数あるときは当該業務執行者のうち一の業務執行者とし、業務執行者が存在しないときは当該組合の組合員のうち一の組合員とする。）

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合 当該投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員（当該無限責任組合員が複数あるときは、当該無限責任組合員のうち一の組合員とする。）

三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条（定義）に規定する有限責任事業組合 当該有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員

四 外国の法令に基づいて設立された団体であつて前三号に掲げる組合に類似するもの 前三号に定める者に準ずる者

2 法第五十七条の六第一項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、財務省令で定める事項を記載した届出書に、前項各号に掲げる任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写しを添付し、これを当該任意組合等に係る業務執行組合員（同条第一項に規定する業務執行組合員をいう。次項及び第四項において同じ。）の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した業務執行組合員は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書に第一項各号に掲げる任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写しを添付し、速やかに、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合には、当該清算に係る清算人は、その旨を記載した届出書を当該任意組合等に係る業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

者とする。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項（組合契約）に規定する組合契約によつて成立する組合 当該組合の組合員のうち同法第六百七十条第三項（業務の決定及び執行の方法）に規定する業務執行者（当該業務執行者が複数あるときは当該業務執行者のうち一の業務執行者とし、業務執行者が存在しないときは当該組合の組合員のうち一の組合員とする。）

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合 当該投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員（当該無限責任組合員が複数あるときは、当該無限責任組合員のうち一の組合員とする。）

三 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条（定義）に規定する有限責任事業組合 当該有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員

四 外国の法令に基づいて設立された団体であつて前三号に掲げる組合に類似するもの 前三号に定める者に準ずる者

2 法第五十七条の六第一項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、財務省令で定める事項を記載した届出書に、前項各号に掲げる任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写しを添付し、これを当該任意組合等に係る業務執行組合員（同条第一項に規定する業務執行組合員をいう。次項及び第四項において同じ。）の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した業務執行組合員は、当該届出書に記載した事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書に第一項各号に掲げる任意組合等に係る組合契約の契約書その他これに類する書類の写しを添付し、速やかに、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等が解散し、かつ、その清算が終了した場合には、当該清算に係る清算人は、その旨を記載した届出書を当該任意組合等に係る業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

5

法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等の事業に係る課税資産の譲渡等については、法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により適格請求書等に記載することとされている事項のうち同条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項は、これらの規定にかかわらず、当該任意組合等のいずれかの組合員の氏名又は名称及び当該組合員の法第五十七条の二第四項の登録番号並びに当該任意組合等の名称とすることができる。

第七十一条の二第一項第二号から第七号までを次のように改める。

二 法第三十条第九項第二号に掲げる電磁的記録

三 法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）

附則第五十二条第一項及び第五十三条第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）に規定する電磁的記録

五 第十八条の四第二項に規定する購入記録情報

六 第四十九条第七項及び第十項に規定する電磁的記録

七 第五十条第二項に規定する電磁的記録

八 第七十一条の二第一項に次の二号を加える。

第七十条の十二第一項後段及び第五項後段の規定により保存すべきこととされている電磁的記録

九 その他財務省令で定める電磁的記録

第七十五条第一項第六号イ中「法人」を「法人（イ及び第八項において「国等」という。）に、「これらの者」を「国等」に改め、「文書という」の下に「。第四項第一号イ及び第八項において同じ」を加え、同号イ(1)中「第三十条第一項」を「第三十条第八項第一号ニ」に改め、「第四項」の下に「第八項及び第九項」を加え、同条第四項第一号イ中「第一項第六号イに規定する」を削り、「同号ロ」を「第一項第六号ロ」に改め、「百分の七・八」の下に「（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百分の六・二四）」を加え、同項第二号イ中「百分の七・八」の下に「（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入

5

法第五十七条の六第一項ただし書の規定による届出書を提出した任意組合等の事業に係る課税資産の譲渡等については、法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により適格請求書等に記載することとされている事項のうち同条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に掲げる事項は、これらの規定にかかわらず、当該任意組合等のいずれかの組合員の氏名又は名称及び当該組合員の法第五十七条の二第四項の登録番号並びに当該任意組合等の名称とすることができる。

第七十一条の二第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二 法第三十条第九項第二号に掲げる電磁的記録

三 法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録

四 第十八条の四第二項に規定する購入記録情報

五 第四十九条第七項に規定する電磁的記録

六 第七十一条の二第一項に次の二号を加える。

第七十条第二項に規定する電磁的記録

第七十条の十二第一項後段の規定により保存すべきこととされている電磁的記録

第七十五条第一項第六号イ(1)中「第三十条第一項」を「第三十条第八項第一号ニ」に改め、同条第四項第一号イ、第二号イ及びロ並びに第三号イ中「百分の七・八」の下に「（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためにのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百分の六・二四）」を加える。

れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四)を加え、同号ロ中「この号」の下に「及び第八項第二号ロ」を、「百十分の七・八」の下に「(当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四)」を加え、「同項第一号ロ」を「同条第二項第一号ロ」に改め、同項第三号イ中「百十分の七・八」の下に「(当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は軽減対象課税貨物の引取価額に係る支出のためのみ使用することとされている課税仕入れ等に係る特定収入については、百八分の六・二四)」を加え、同条に次の二項を加える。

8 事業者(法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が、取戻し対象特定収入につき、法第六十条第四項の規定の適用を受けた場合において、法令若しくは交付要綱等により国等に用途を報告すべきこととされている文書又は第一項第六号ロに規定する文書により適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額(法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間及び法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間における適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る支払対価の額を除くものとし、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであることにより法第三十条第一項の規定の適用を受けないこととなるものに限る。以下この条において「控除対象外仕入れに係る支払対価の額」という。)の合計額を明らかにしているときは、法第三十七条第一項の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に「から当該取戻し対象特定収入のあつた課税期間の調整割合を控除して得た率を乗じて計算した金額をその明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算することができる。この場合において、当該加算した後の金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該取戻し対象特定収入のあつた課税期間が第四項第一号に掲げ

る場合に該当する場合 当該控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額に百分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については、百分の六・二四）を乗じて計算した金額

二 当該取戻し対象特定収入のあつた課税期間が第四項第二号に掲げる場合に該当する場合 イに掲げる金額とロに掲げる金額との合計額

イ 当該控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税資産の譲渡等）のみ要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額に限る。）の合計額に百分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については、百分の六・二四）を乗じて計算した金額

ロ 当該控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税資産の譲渡等）とその他の資産の譲渡等に共通して要する控除対象外仕入れに係る支払対価の額に限る。）の合計額に百分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については、百分の六・二四）を乗じて計算した金額に当該課税期間の法第三十条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額（同条第三項本文の規定の適用がある場合には、同項に規定する承認に係る割合を用いて計算した金額）

三 当該取戻し対象特定収入のあつた課税期間が第四項第三号に掲げる場合に該当する場合 当該控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額に百分の七・八（当該合計額のうち他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係る控除対象外仕入れに係る支払対価の額については、百分の六・二四）を乗じて計算した金額に当該課税期間の法第三十条第二項第二号に規定する課税売上割合を乗じて計算した金額

9 | 前項に規定する取戻し対象特定収入とは、課税仕入れ等に係る特定収入により支出された課税仕入れに係る支払対価の額の合計額のうちに課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額の合計額の占める割合が百分の五を超える場合のその特定収入をいう。

附 則

(適格請求書発行事業者の登録に係る小規模事業者に係る納税義務の免除の特例に関する経過措置)

第十六条 二十八年改正法第十条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)次項において「新租税特別措置法」という。第八十六条の五第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた課税期間については、二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定は、適用しない。

2 新租税特別措置法第八十六条の五第十三項の規定の適用を受ける課税期間以後の課税期間(同項の規定により効力を失うこととされた五年消費税法第五十七条の二第一項の登録により二十八年改正法附則第四十四条第五項本文の規定の適用を受けることとなる課税期間に限る。)については、二十八年改正法附則第四十四条第五項本文の規定は、適用しない。

(納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十七条 消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定により消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなった場合において、登録開始日(二十八年改正法附則第四十四条第三項に規定する登録開始日をいう。次条において同じ。)の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産(消費税法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産をいう。以下この条において同じ。)又は当該期間における保税地域(消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域をいう。)からの引取りに係る課税貨物(消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。)で棚卸資産に該当するもの(これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。)を有しているときは、消費税法第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号

附 則

(適格請求書発行事業者の登録開始日に係る小規模事業者に係る納税義務の免除の特例に関する経過措置)

第十六条 二十八年改正法第十条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の五第十三項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた課税期間については、二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定は、適用しない。

(納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置)

第十七条 消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定により消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなった場合において、二十八年改正法附則第四十四条第三項に規定する登録開始日の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産(消費税法第二条第一項第十五号に規定する棚卸資産をいう。以下この条において同じ。)又は当該期間における保税地域(消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域をいう。)からの引取りに係る課税貨物(消費税法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物をいう。)で棚卸資産に該当するもの(これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。)を有しているときは、消費税法第三十六条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「又は第十二条第五項」とあるのは、「第十二条第五項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第四十四条第四項」と読み替えるもの

）附則第四十四条第四項」と読み替えるものとする。

（仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出に関する経過措置）

第十八条 二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受ける事業者が、消費税法第三十七条第一項に規定する届出書を登録開始日を含む課税期間中にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該届出書を提出した日の属する課税期間について同項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該課税期間の初日の前日に当該届出書を当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等に関する経過措置）

第二十条の二 二十八年改正法附則第二百五十三条及び附則第二十五条の規定によりなお従前の例により保存することとされている旧令第七十一条の二第一項第二号及び第六号に掲げる電磁的記録に記録された事項に係る消費税法第五十九条の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

（国又は地方公共団体等に対する特例に関する経過措置）

第二十一条 省 略

2| 新令第七十五条第八項の規定は、五年施行日以後に行われる課税仕入れについて適用する。

（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）

第二十二条 省 略

2| 二十八年改正法附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れについて新令第七十五条第八項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「金額を」とあるのは、「金額に百分の二十を乗じて算出した金額を」とする。

3| 省 略

とする。

（仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出に関する経過措置）

第十八条 二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受ける事業者が、消費税法第三十七条第一項に規定する届出書を五年施行日を含む課税期間中にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該届出書を提出した日の属する課税期間について同項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該課税期間の初日の前日に当該届出書を当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等に関する経過措置）

第二十条の二 二十八年改正法附則第二百五十三条及び附則第二十五条の規定によりなお従前の例により保存することとされている旧令第七十一条の二第一項第二号及び第五号に掲げる電磁的記録に記録された事項に係る消費税法第五十九条の二第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

（国又は地方公共団体に準ずる法人に対する特例に関する経過措置）

第二十一条 同 上

（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）

第二十二条 同 上

2| 同 上

4| 省略

第二十三条 省略

2| 二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れについて新令第七十五条第八項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「金額を」とあるのは、「金額に百分の五十を乗じて算出した金額を」とする。

4| 3| 省略

3| 同上

第二十三条 同上

3| 2| 同上

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中消費税法施行令第十八条（見出しを含む。）の改正規定、同令第十八条の二の改正規定、同令第十八条の三第一項の改正規定及び同令第十八条の四の改正規定 令和五年四月一日
- 二 第一条中消費税法施行令第七十一条の二第三項の改正規定 令和六年一月一日

(消費税法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費税法施行令（以下この条において「新令」という。）第四十九条第七項の規定は、この政令の施行の日以後に消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取られる同項第十一号に規定する課税貨物に係る消費税に係る新令第四十九条第七項に規定する電磁的記録について適用する。

(所得税法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第三条 所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則

(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置)

第十一条 省 略

2 省 略

3 個人の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次項において「平成二十八年改正法」という。）附則第五十二条第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十二條第三項又は第四項（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により

附則

(資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する経過措置)

第十一条 同 上

2 同 上

3 個人の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次項において「平成二十八年改正法」という。）附則第五十二条第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十二條第二項又は第三項（適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける年分の所得税に係る新令第八十二条の二の規定の適用については、同条第五項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。))附則第五十二条第一項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。))附則第二十二條第三項又は第四項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)」と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十条第一項(平成二十八年改正法附則第五十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)」と、「同条第六項中「百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七條第二項(旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。』とする。

4 個人の平成二十八年改正法附則第五十三條第一項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)

(三十年改正令附則第二十三條第三項又は第四項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける年分の所得税に係る新令第八十二条の二の規定の適用については、同条第五項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。))附則第五十三條第一項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年

読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける年分の所得税に係る新令第八十二条の二の規定の適用については、同条第五項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。))附則第五十二条第一項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。))附則第二十二條第二項又は第三項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)」と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十条第一項(平成二十八年改正法附則第五十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)」と、「同条第六項中「百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七條第二項(旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。』とする。

4 個人の平成二十八年改正法附則第五十三條第一項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)

(三十年改正令附則第二十三條第二項又は第三項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける年分の所得税に係る新令第八十二条の二の規定の適用については、同条第五項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。))附則第五十三條第一項(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十年

政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十三条第三項又は第四項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十条第一項（平成二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）」と、同条第六項中「、百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七條第二項（旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。」とする。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

附 則

（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）

第十四条 省 略

2 省 略

3 法人の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次項において「平成二十八年改正法」という。）附則第五十二条第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十二条第三項又は第四項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度に係

政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十三条第二項又は第三項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十条第一項（平成二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）」と、同条第六項中「、百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七條第二項（旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。」とする。

附 則

（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置）

第十四条 同 上

2 同 上

3 法人の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。次項において「平成二十八年改正法」という。）附則第五十二条第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十二条第二項又は第三項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度に係

る新令第三百三十九条の四の規定の適用については、同条第五項中「第三十条第二項」とあるのは「第三十条第二項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第五十二条第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十二條第三項又は第四項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十條第一項（平成二十八年改正法附則第五十二條第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、同条第六項中「百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七條第二項（旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。」とする。

4 法人の平成二十八年改正法附則第五十三條第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）

（三十年改正令附則第二十三條第三項又は第四項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度に係る新令第三百三十九條の四の規定の適用については、同条第五項中「第三十條第二項」とあるのは「第三十條第二項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第五十三條第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十三

る新令第三百三十九條の四の規定の適用については、同条第五項中「第三十條第二項」とあるのは「第三十條第二項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第五十二条第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十二條第三項又は第四項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十條第一項（平成二十八年改正法附則第五十二條第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、同条第六項中「百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七條第二項（旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。」とする。

4 法人の平成二十八年改正法附則第五十三條第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）

（三十年改正令附則第二十三條第三項又は第三項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける事業年度に係る新令第三百三十九條の四の規定の適用については、同条第五項中「第三十條第二項」とあるのは「第三十條第二項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この項において「平成二十八年改正法」という。）附則第五十三條第一項（適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置）（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十五号。次項において「三十年改正令」という。）附則第二十三

条第三項又は第四項（資格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十条第一項（平成二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、同条第六項中「、百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七条第二項（旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。」とする。

条第二項又は第三項（資格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、「同条第一項」とあるのは「消費税法第三十条第一項（平成二十八年改正法附則第五十三条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。次項において同じ。）と、同条第六項中「、百分の一・七六」とあるのは「百分の一・七六とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同項第十二号に規定する課税仕入れが他の者から受けた三十年改正令附則第七条第二項（旧税率が適用された課税資産の譲渡等に係る課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置）に規定する二十六年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一とし、当該課税仕入れ等の税額に係る同号に規定する課税仕入れが他の者から受けた同条第三項に規定する元年経過措置資産の譲渡等に係るものである場合には百分の一・七とする。」とする。